

足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、節湯型シャワーヘッドを購入した者に対し、予算の範囲内でその購入費用の一部を補助するために必要な事項を定めることにより、区民の節水に係る取組の促進及び節水意識の向上を図り、もって、脱炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「機器」とは、30パーセント以上の節水又は1分間当たりの使用水量が7リットル以下になることが明示されている、浴室用の節湯型シャワーヘッドをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱に基づき交付される足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 足立区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 機器を購入した日から12か月を経過していないこと。
- (3) 足立区内の店舗において、新品の機器を6,000円以上（消費税、部材購入費及び設置工事費は除く。）で購入し、自らが居住する区内の住宅に設置していること。
- (4) 申請者、申請者と同一世帯に属する者又は同一の建物（集合住宅にあっては、各住戸）に居住する者が、同一年度内及び過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）において、本補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (5) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費は、機器の本体費用（消費税を除く。）とし、部材購入費及び設置工事費は含まない。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、3,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 機器の購入に係る領収書の写し
- (2) 設置した機器の名称、型番、節水効果、使用水量、規格等が確認できる書面の写し
- (3) 機器設置後のカラー写真
- (4) 本補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の区市町村である場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付については、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了することとする。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位が上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する交付対象者に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する交付対象者に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、節湯型シャワーヘッド購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第1項の規定により本補助金の交付を決定した後、速やかに本補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、本補助金の交付の決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。

(2) 本補助金に係る本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により当該本補助金交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第10条 本補助金交付決定者は、区長が前条の規定により本補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった機器の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第12条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第13条 本補助金交付決定者は、当該設置機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力義務)

第14条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査（第11条に規定する状況調査を含む。）に協力するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（4足環政発第1579号 令和4年8月19日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（令和4年度の交付対象者の特例）

2 令和4年度においては、第3条第2号中「4月1日」とあるのは、「9月1日」と読み替えるものとする。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付申請書兼請求書

また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報および税務情報を調査し、利用することを承諾します。

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ ☐ (同意の場合は、☐に✓をしてください)

申請金額	3,000円
------	--------

住 所	〒	－	足立区
ふりがな			
申請者名			
電話番号	(	)	

メーカー名：	機種名：	購入年月日：	年	月	日
☐ 節水効果 30パーセント以上 ☐ 使用水量 1分間あたり7リットル以下					

使用する人数：（ ）人
申請者 1 人あたりの使用状況 ※ 家族全員の合計ではなく、 <u>申請者お 1 人</u> の使用状況です。 1 日の使用回数：（ ）回 1 回の平均使用時間：平均（ ）分
【添付書類チェック】（□に✓をしてください。） ☐ 領収書の写し（日付、金額の内訳、購入品名、 <u>足立区内の販売店名</u> が確認できるもの） ※対象機器を 6,000 円以上で購入すること（消費税、部材購入費及び設置工事費は除く） ☐ 機器の名称や型番、節水効果や使用水量、規格等が確認できる書面の写し（説明書や箱なども可） ※「 <u>30%以上の節水</u> 」又は「 <u>1 分間当たりの使用水量が 7 リットル以下</u> 」が確認できる箇所の写し ☐ 設置後のカラー写真

銀行・信用組合 信用金庫・農協 本店出張所									
預金種別	普通	口座番号							
口座名義人 (申請者本人)		フリガナ							

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金について、足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 補助金交付金額

¥ 3,000 —

3 補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- （1）虚偽の申請をし、又は事実を隠したとき。
- （2）本補助金に係る本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- （3）その他この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

節湯型シャワーヘッド購入費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金について、足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

No. _____

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付決定について、足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 機器を設置した建物の住所

足立区

2 理 由

3 補助金交付決定取消金額

¥ 3,000 —

No. _____